

【日時】平成17年3月4日 10時30分～12時

【場所】福岡国際ホール 「高千穂」

第1回 アイランドシティ土壌調査専門委員会

会 議 次 第

1 開 会

2 専門委員会について

...

資料1

(1) 委員紹介

(2) 設置要綱(案)説明

(3) 委員長の選出

(4) 会議の公開に関すること

3 議 事

(1) 調査の背景及び経緯説明

...

資料2

(2) 調査方法等に関する専門的検討

...

資料3

(3) その他

4 閉 会

アイランドシティ土壤調査専門委員会名簿

◎委 員（５０音順，敬称略）

あさの 浅野	なおひと 直人	福岡大学法学部教授
しまだ 島田	のぶたか 允堯	九州大学大学院理学研究院教授
じんの 神野	けんじ 健二	九州大学大学院工学研究院教授
まきた 槇田	ゆうじ 裕之	九州大学大学院医学研究院助教授

資料 1

- アイランドシティ土壌調査専門委員会設置要綱 … 1 ページ
及び名簿
- 会議の公開等について（案） … 2 ページ
- 傍聴要領（案） … 3 ページ

アイランドシティ土壤調査専門委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 アイランドシティにおける土壤の性状調査等の検討を行うため、アイランドシティ土壤調査専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について専門的見地から指導・助言を行うものとする。

- (1) 土壤の性状調査及び対策に関する事項
- (2) その他必要と認められる事項

（組織）

第3条 委員会は、学識経験者で組織する。

（委員長）

第4条 委員会には委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、議事その他会務の総括を行う。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、港湾局環境対策部環境対策課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱の定めるものの外、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年 月 日より施行する。

アイランドシティ土壤調査専門委員会の会議の公開等について（案）

1 会議の公開・非公開

アイランドシティ土壤調査専門委員会の会議は公開とする。

福岡市情報公開条例

第38条 附属機関等の会議は、これを公開するものとする。ただし、その会議における審議の内容が、非公開情報に該当する事項に関するものであるとき、又は許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

福岡市附属機関等の設置及び運営に関する要綱

第6（3）福岡市情報公開条例第38条の規定に基づき会議を公開とし、又非公開とすることについては、当該附属機関等においてあらかじめ決定すること。この場合において、会議を非公開とするときは、その理由を明らかにすること。

2 傍聴要領の整備

会議を公開するにあたっては、傍聴の手続き等を定めた「アイランドシティ土壤調査専門委員会傍聴要領」を別紙のとおり制定する。

3 会議資料・議事録の公表

会議資料・議事録は公表する。

(1) 議事録の作成方法及び公表方法

議事録は、会議終了後に事務局において作成したものを出席委員に送付し、委員の確認・修正を経て確定する。

議事録は、確定後に所定の方法(市のホームページの掲載、市政情報コーナー[情報公開室]での閲覧)により公表する。この際、発言者の氏名は掲載しない。

(2) 会議資料の公表方法

会議資料は、会議当日傍聴者に対して配布するとともに、会議終了後に所定の方法(市のホームページの掲載、市政情報コーナー[情報公開室]での閲覧)により公表する。

福岡市情報公開条例

第36条 2 実施機関は、次に掲げる情報で当該実施機関が保有するものを公表するものとする。

ただし、当該情報が非公開情報に該当するときは、この限りでない。

(4) 地方自治法第138条の4第3項の規定により置かれた附属機関又はこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）の答申、報告書、議事録、会議、資料等。

アイランドシティ土壤調査専門委員会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領はアイランドシティ土壤調査専門委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

（受付）

第2条 委員会の会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議の開催の15分前までに、自己の氏名及び住所を傍聴希望者受付簿（様式第1号）に記入し、整理番号票（様式第2号）の交付を受けなければならない。

（定員）

第3条 委員会の会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、あらかじめ委員会の委員長（以下「委員長」という。）が定めるものとする。

2 傍聴希望者は整理番号票の交付順とし、傍聴希望者が定員となった時点で終了とする。

（会議場に入ることができない者）

第4条 ポスター、ビラ、拡声器その他会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者又は会議を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、委員会の会議場（以下「会議場」という。）に入場することができない。

（傍聴人が守るべき事項）

第5条 傍聴人は、委員会の会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (6) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

（撮影、録音等の禁止）

第6条 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、委員長が認めた場合は、この限りでない。

（傍聴人の退場）

第7条 傍聴人は、委員会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、速かに会場から退場しなければならない。

（傍聴人への指示）

第8条 委員長は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

（違反に対する措置）

第9条 傍聴人が、この要領の規定に違反したときは、委員長は、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、委員長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度、委員長が決するものとする。

附 則

この要領は、平成17年 月 日(公布日)から施行する。

資料 2

○調査の背景及び経緯	...	1 ページ
○覆土・地盤改良フロー	...	2 ページ
○アイランドシティ博多港開発㈱工区 埋立地断面図	...	3 ページ
○アイランドシティ福岡市工区 埋立地断面図	...	4 ページ
○公共残土の搬入経緯	...	5 ページ
○埋立土砂の実績	...	6 ページ
○海防法に基づく試験結果	...	7 ページ

調 査 の 背 景 及 び 経 緯

1 アイランドシティの埋立工事について

アイランドシティ整備事業は、博多湾東部の海域に護岸・岸壁を築造し、その中を浚渫土砂、購入土砂及び公共残土で埋立て、用地を造成するものです。埋立の最終段階におきましては、投入した浚渫土砂の上に覆土し、地盤改良を行い埋立工事を完了させます。

また、埋立工事にあたりましては、効率的な利用を図るため、埋立区域を分割して工事を進めております。

2 アイランドシティの埋立の基準

浚渫土砂の受け入れにあたりましては、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」（以下、「海洋汚染防止法」。）に基づく判定基準を適用しており、覆土に使用する購入土砂及び公共残土につきましても、この基準で取り扱っております。

3 経 緯

平成17年2月9日の新聞等において、覆土に使用している公共残土の一部が、海洋汚染防止法とは異なる土壤汚染対策法の基準値と比較して、基準値を超えているとの報道がなされたものです。

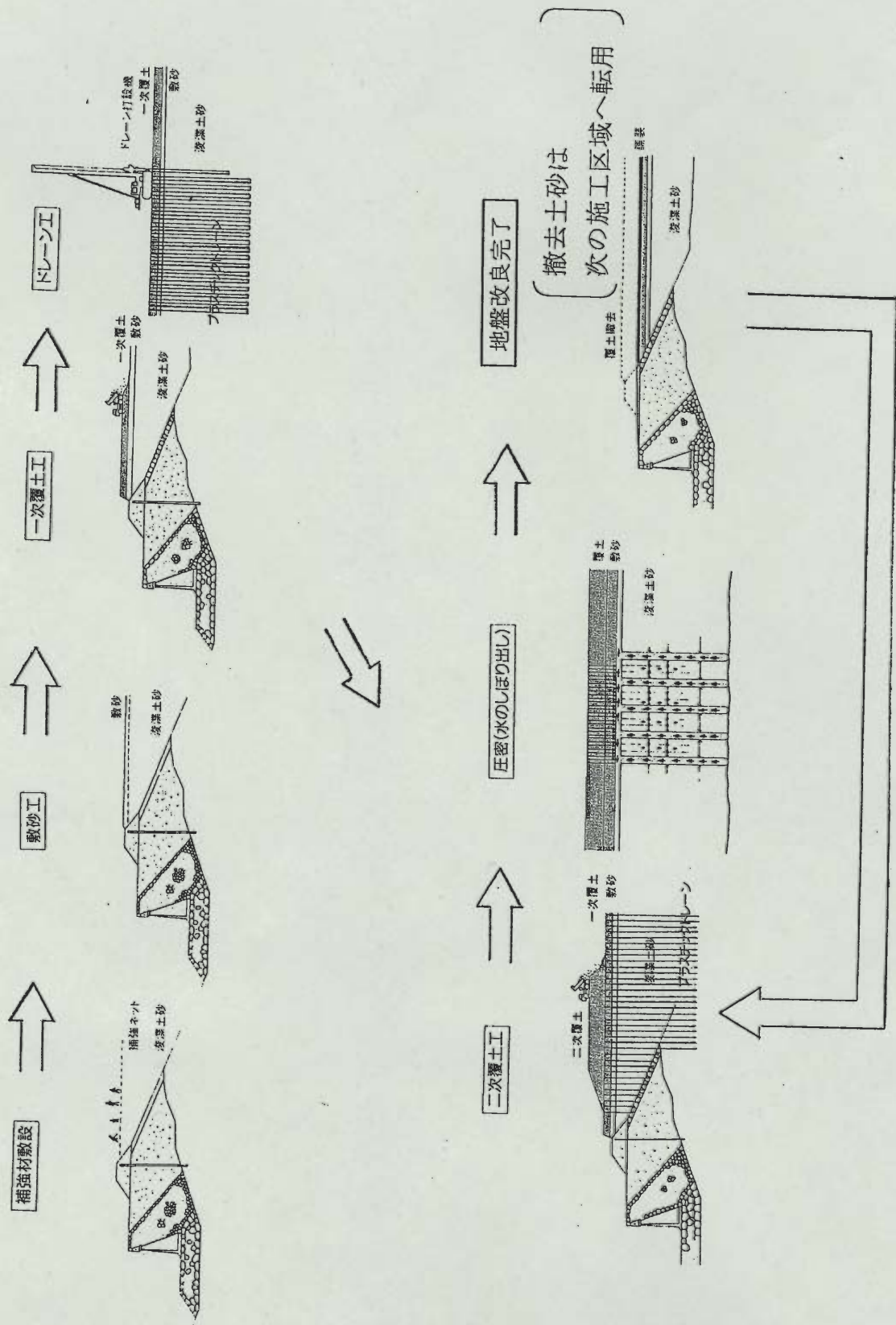
土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)について ー環境省パンフレットより抜粋ー

有害物質を取り扱っている工場・事業場が、土壤汚染の有無が不明なまま放置され、例えば、住宅、公園等のような不特定の人が立ち入る土地利用に供せられることによって、人への健康影響が生じてしまうことを防ぐことを目的に制定。

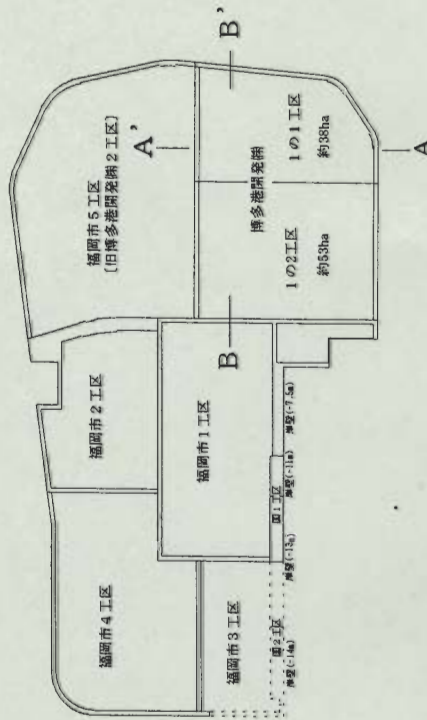
4 現在の状況

現在、香椎副都心等の公共残土につきましては、引き続き市2工区で受け入れておりますが、区分をして置いております。

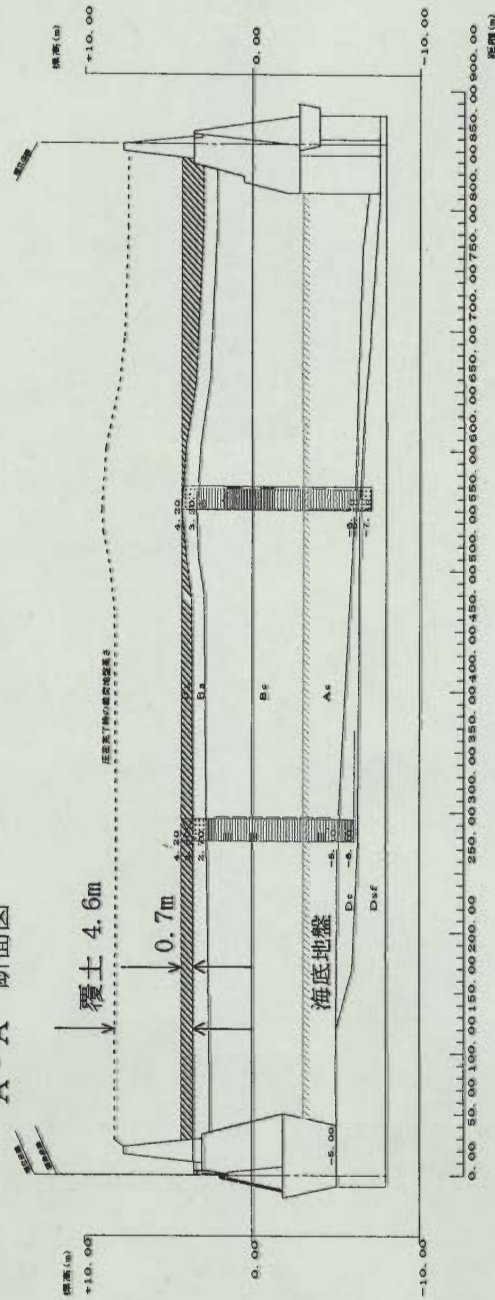
○覆土・地盤改良フロー



○アイランドシティ博多港開発(株)工区 埋立地断面図



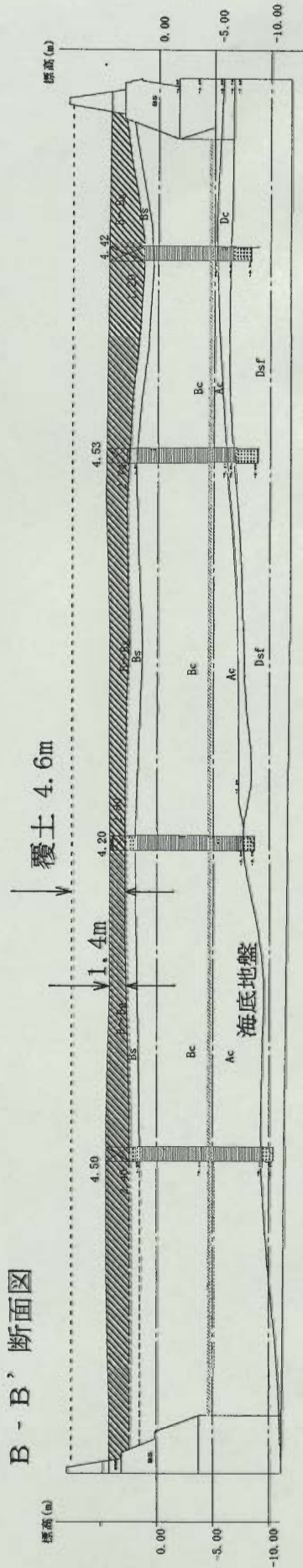
A - A' 断面図



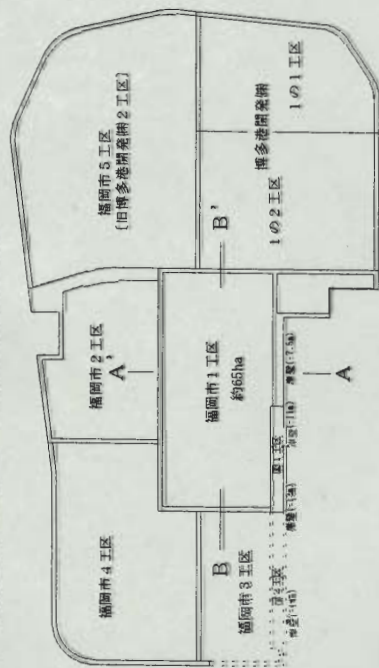
凡 例

記号	地 層 名
B	軟 荷 土
Bs	覆 土
Bs	サンドマクト (砂)
Bc	埋立層 (粘土)
Ac	沖積層 (粘土)
Dc	洪積層 (粘土)
Dsf	洪積層 (砂質土)

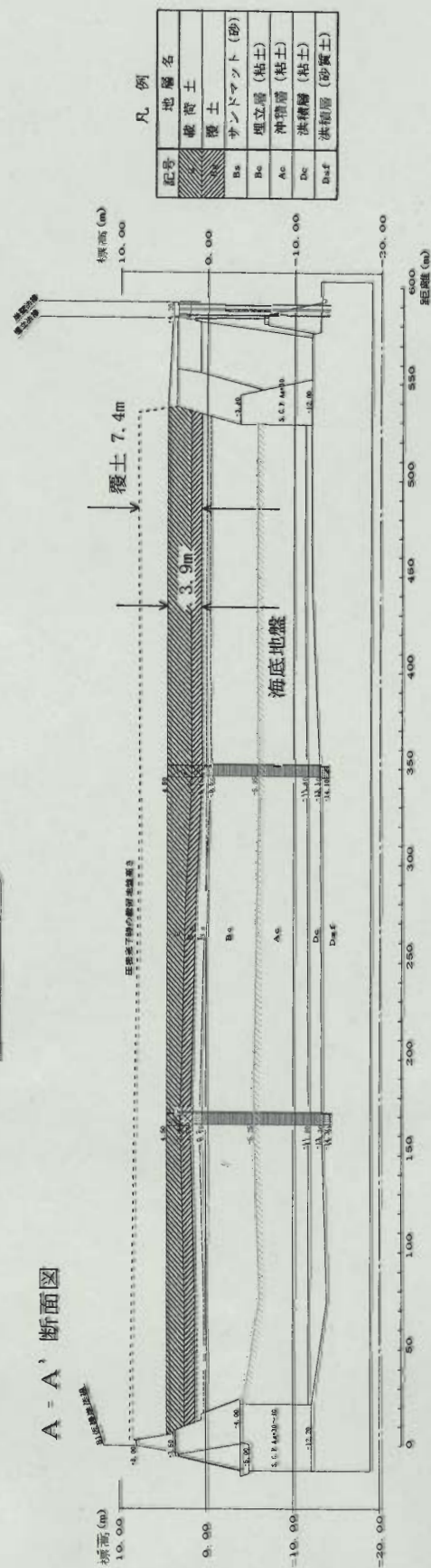
B - B' 断面図



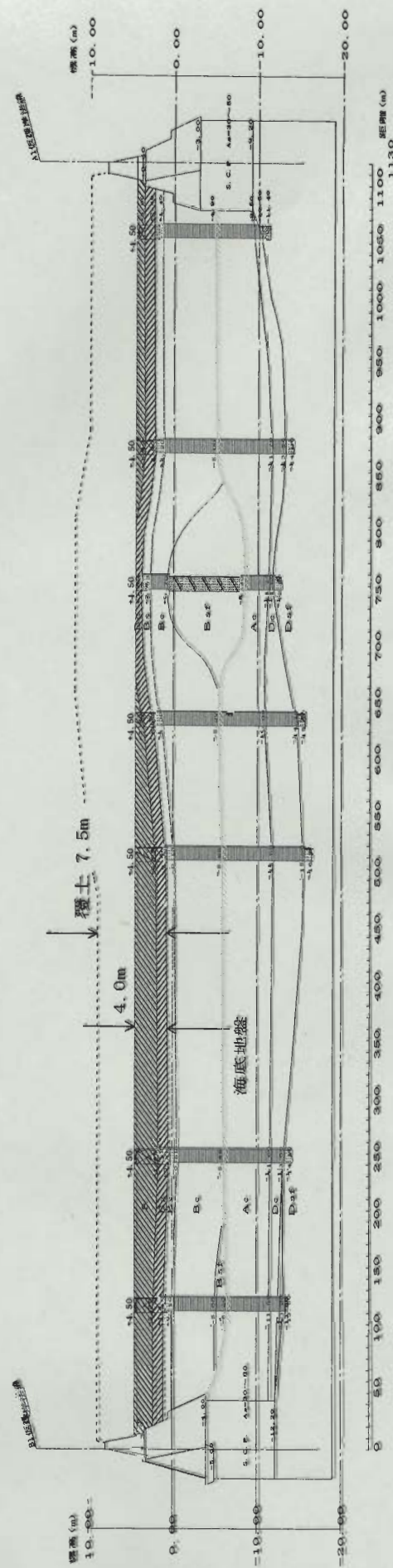
図面断立地埋区工市福岡ニテシンドライ○



A = A', 断面図



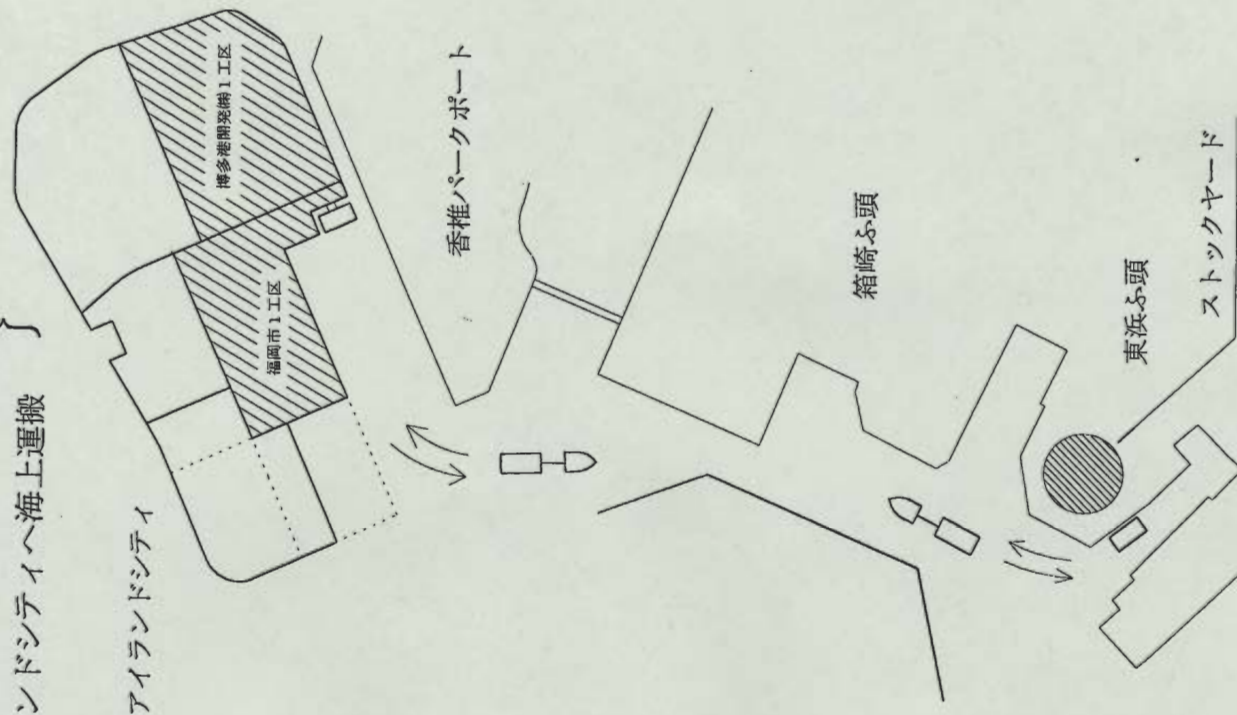
B - B' 断面图



○ 公共残土の搬入経緯

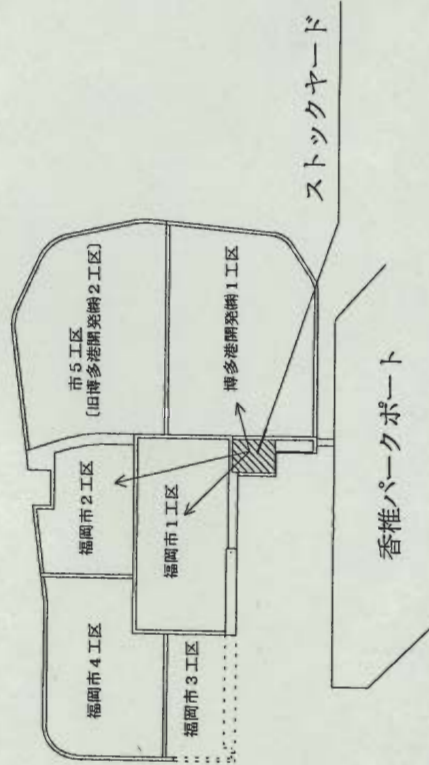
【H8年度～H11年度】

{ 東浜ふ頭で一次ストックした後、
アイランドシティへ海上運搬 }



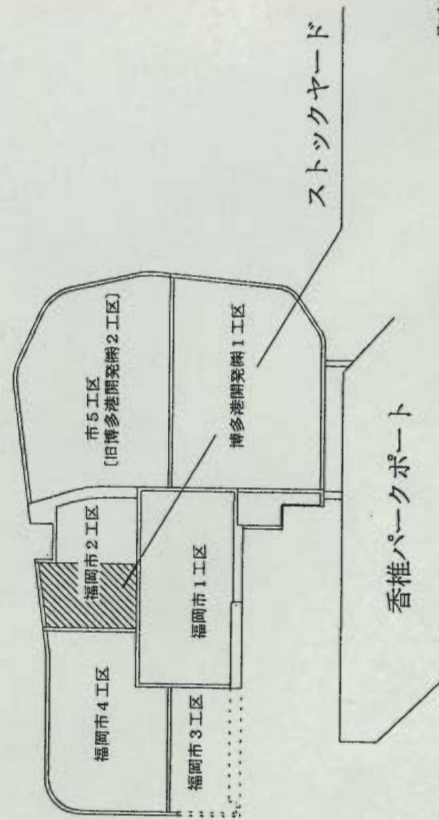
【H11年度～H14年度】

市1工区にストック後、
市1, 2工区・博多港開発㈱1工区へ陸上運搬



【H15年度～】

現在、市2工区にストック



○ 埋立土砂の実績

埋立土砂等

土量の単位: 万m³

種類		H15年度までの実績	土対法の基準値を超えた土量	率(%)
浚渫土砂		2,400		
その他土砂	海砂	860		
	山ズリ	460		
	公共残土	310	2 (29)	0.65 9.35
合 計		4,030	31	0.77

()は、土対法施行(H15.2.15)以前の受入土量

海防法に基づく試験結果

事業名		「土壌汚染対策法」(H15.2.15)施行後の撤出事業		「土壌汚染対策法」施行以前の撤出事業		(参考) 土対法基準値	
事業主	香椎副都心区画整理事業	福岡外環状共同溝工事	福岡市高速道路線3号線	香椎コマルアリーナ	福岡地所納		
測定日	H15.9.26	H15.10.3	H15.3.3	H11.12.22	H11.11.18	H13.7.11	
搬入日	H15.1.16	H15.1.16	H15.1.16	H11.1.14	H11.1.12	H14	
搬入元	域内道路	域内道路	域内道路	七隈	七隈	香椎コマルアリーナ	
搬入土量	28,000m ³	16,000m ³	7,000m ³	(185,000m ³)	(100,000m ³)		
(土壌汚染対策法施行以前の使用土量)		285,000m ³					
水銀又はその化合物	検液1Lにつき 0.005mg以下	定値下限値未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0006	定値下限値未満	0.0005mg以下
カドミウム又はその化合物	" 0.1mg以下	定値下限値未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	定値下限値未満	0.01mg以下
鉛又はその化合物	" 0.1mg以下	0.02	0.02	0.05	0.02	0.02	0.01mg以下
六価クロム化合物	" 0.5mg以下	定値下限値未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	定値下限値未満	0.05mg以下
ヒ素又はその化合物	" 0.1mg以下	定値下限値未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	定値下限値未満	0.01mg以下
銅又はその化合物	" 0.1mg以下	定値下限値未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	定値下限値未満	0.8mg以下
亜鉛又はその化合物	" 1.0mg以下	定値下限値未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	定値下限値未満	1mg以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	定値下限値未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	定値下限値未満	検出されないこと
有機リン化合物	" 1.0mg以下	定値下限値未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	定値下限値未満	検出されないこと
PCB	" 0.003mg以下	定値下限値未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	定値下限値未満	検出されないこと
銅又はその化合物	" 3.0mg以下	定値下限値未満	0.03	0.05	0.13	定値下限値未満	0.03mg以下
亜鉛又はその化合物	" 5.0mg以下	定値下限値未満	0.03	0.07	0.09	定値下限値未満	0.01mg以下
トリクロロエチレン	" 15.0mg以下	定値下限値未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	定値下限値未満	0.03mg以下
テトラクロロエチレン	" 0.3mg以下	定値下限値未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	定値下限値未満	0.01mg以下
ペリフルオロエチレン	" 0.1mg以下	定値下限値未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	定値下限値未満	0.01mg以下
クロム又はその化合物	" 2.5mg以下	定値下限値未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	定値下限値未満	0.01mg以下
ニッケル又はその化合物	" 2.0mg以下	定値下限値未満	0.03	0.03	0.03	定値下限値未満	0.01mg以下
バナジウム又はその化合物	" 1.2mg以下	定値下限値未満	0.01	0.01	0.01	定値下限値未満	0.01mg以下
ジクロロメタン	" 1.5mg以下	定値下限値未満	0.03	0.03	0.11	定値下限値未満	0.02mg以下
四塩化炭素	" 0.2mg以下	定値下限値未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	定値下限値未満	0.002mg以下
1,2-ジクロロエタン	" 0.02mg以下	定値下限値未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	定値下限値未満	0.004mg以下
1,1-ジクロロエチレン	" 0.04mg以下	定値下限値未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	定値下限値未満	0.02mg以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	" 0.4mg以下	定値下限値未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	定値下限値未満	0.04mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	" 3.0mg以下	定値下限値未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	定値下限値未満	1mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	" 0.06mg以下	定値下限値未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	定値下限値未満	0.006mg以下
1,3-ジクロロプロペン	" 0.02mg以下	定値下限値未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	定値下限値未満	0.002mg以下
チウラム	" 0.06mg以下	定値下限値未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	定値下限値未満	0.006mg以下
シマジン	" 0.03mg以下	定値下限値未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	定値下限値未満	0.003mg以下
チオベンカルブ	" 0.2mg以下	定値下限値未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	定値下限値未満	0.02mg以下
ベンゼン	" 0.1mg以下	定値下限値未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	定値下限値未満	0.01mg以下
セレン又はその化合物	" 0.1mg以下	定値下限値未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	定値下限値未満	0.01mg以下
有機燐化合物	検液1kgにつき 40.0mg/kg以下	定値下限値未満	1未満	1未満	1	定値下限値未満	土壌1kgにつき150mg以下であること

※〇〇〇〇未満とは、定値下限値未満をいう。

資料3

○調査方針（案）	...	1 ページ
・ 図1 図2	...	2 ページ
・ 図3	...	3 ページ
・ 別添	...	4 ページ
・ 表	...	5 ページ

調 査 方 針 (案)

1 土壌調査の対象区域 (図1 … 資料3-2参照)

対象区域は公共残土を使用した全てのエリアとし、今回、具体的な土地利用計画がある等の緊急性の高いところから調査を実施し、その結果を踏まえて対応する。

2 調査方法等の考え方

(1) 試料採取の密度について (図2 … 資料3-2参照 図3 … 資料3-2参照)

- ① 土壌汚染対策法 (以下「土対法」) では、使用が廃止された、有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地 (3条)、及び土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認める土地 (4条) については、土地所有者等に土壌の調査及び報告義務が課せられている。

また、試料採取の密度は、同法施行規則第4条及び同法施行通知において、調査の対象となる土地を特定有害物質の使用状況等から「土壌汚染のおそれがない土地」、「土壌汚染のおそれが小さい土地」、「それ以外の土地 (土壌汚染のおそれがある土地)」の3種類に分類し、それぞれについて、「土壌等の採取を行わない」、「900m²に1点」、「100m²に1点」の割合で土壌等の試料を採取し、それぞれについて測定を行うことが定められている。

今回の調査対象区域は同法3条及び4条に該当する土地ではなく、採取密度について同法施行規則第4条等に基づく方法をそのまま当てめることはできない。

- ② 今回、第1回調査を実施する「博多港開発㈱1工区」は、それぞれの面積が約7~36haで構成される7つのブロックに分けて、同じ工程を繰り返しながら施工されており、表層土は各ブロックごとにほぼ均質な状態であると考えられる。
- ③ ①及び②の理由により、試料採取の密度は、7ブロック7地点で十分であるが、さらに、調査精度を高めることにより、利用者や土地購入者の方々の不安を除くため、約1haに1地点の割合で設定する。

なお、中央公園については、既に施設等の整備が進んでいることから、施設や道路等を除き、今後、多くの人の利用が想定される4地点を設定している。

(2) 試料採取方法について (別添 … 資料3-4参照)

土対法施行規則第5条及び同法施行通知の採取方法を用いて実施することとする。

(3) 測定項目について (表 … 資料3-5参照)

今回、土対法の基準値を一部超えたとされる物質は、鉛、砒素及び水銀であるため、原則として、「第二種特定有害物質 (重金属等の9項目)」を測定項目とし、公共残土の試験において検出されていない第一種及び第三種特定有害物質の測定は行わない。

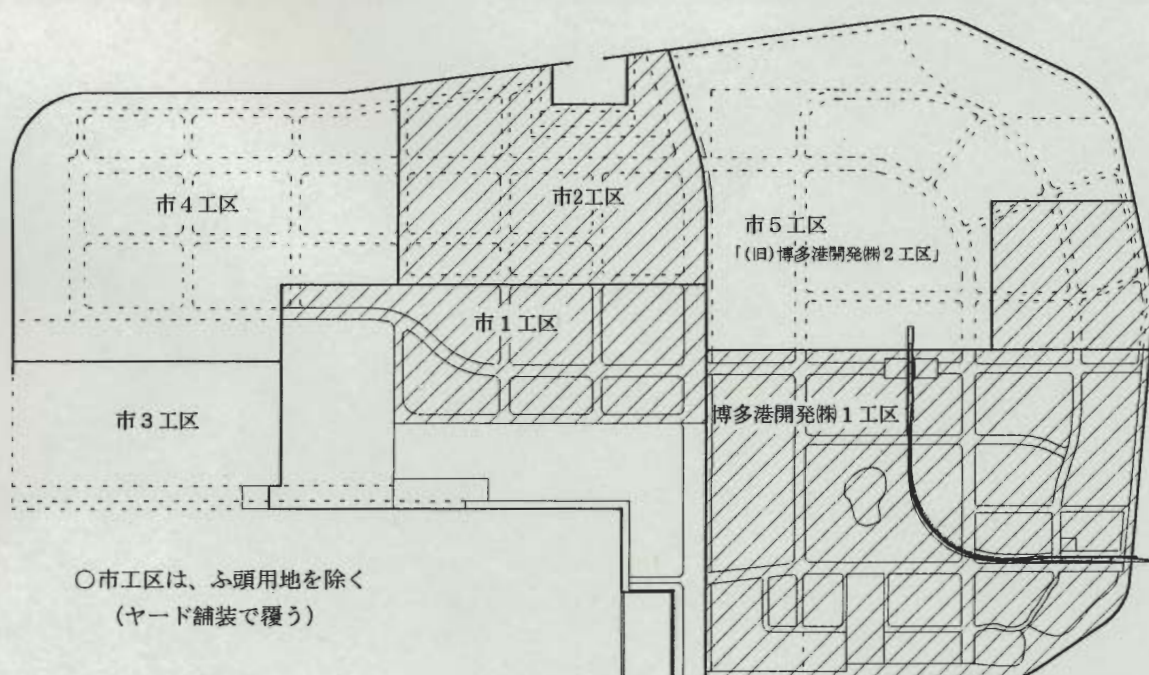
しかしながら、概ね道路で囲まれた1街区1地点の割合で、全項目の測定を実施することとする。

3 今後のスケジュール

3月4日	第1回土壌調査専門委員会
3月上旬	土壌調査着手
4月上旬	第2回土壌調査専門委員会 (調査報告)

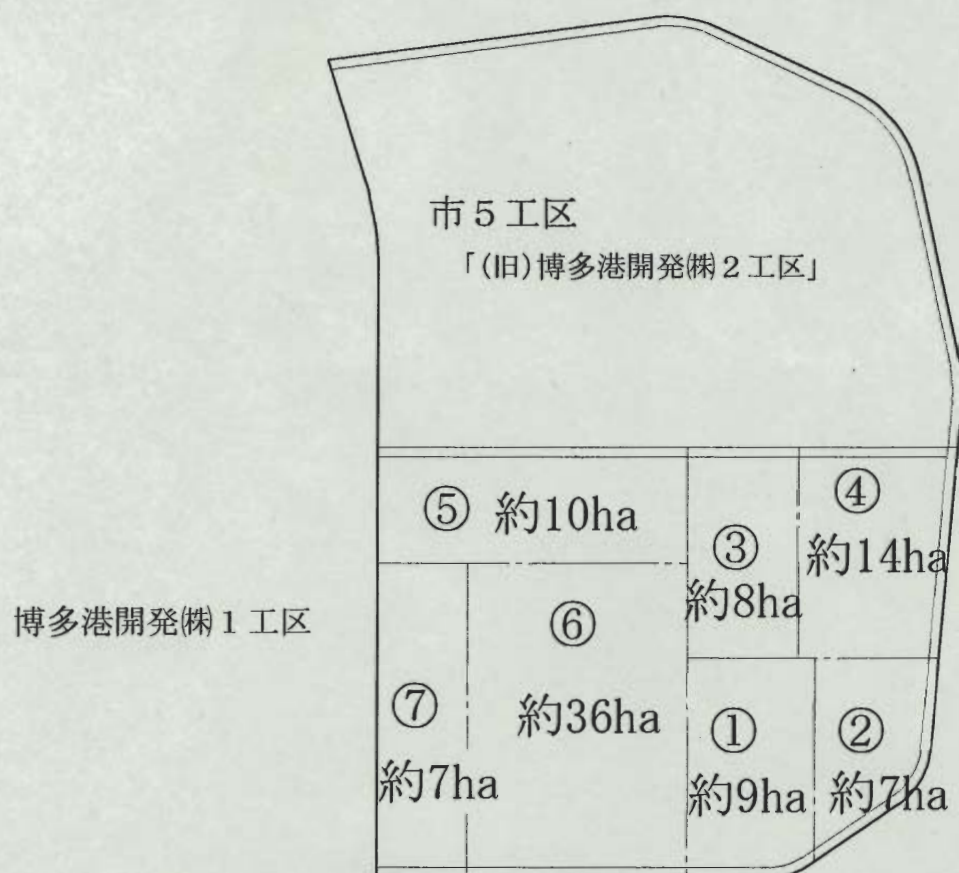
アイランドシティ土壤調査対象エリア

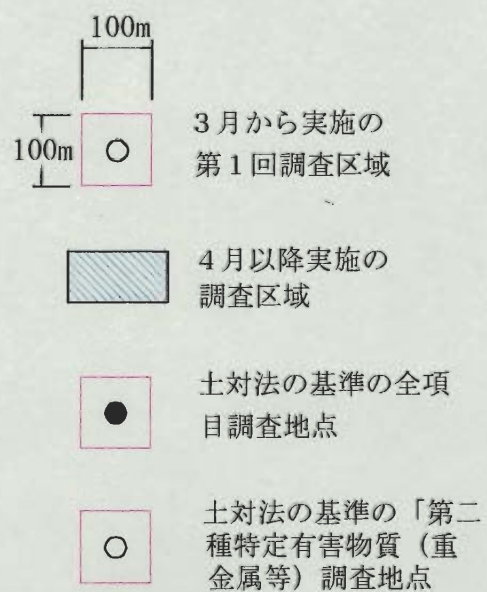
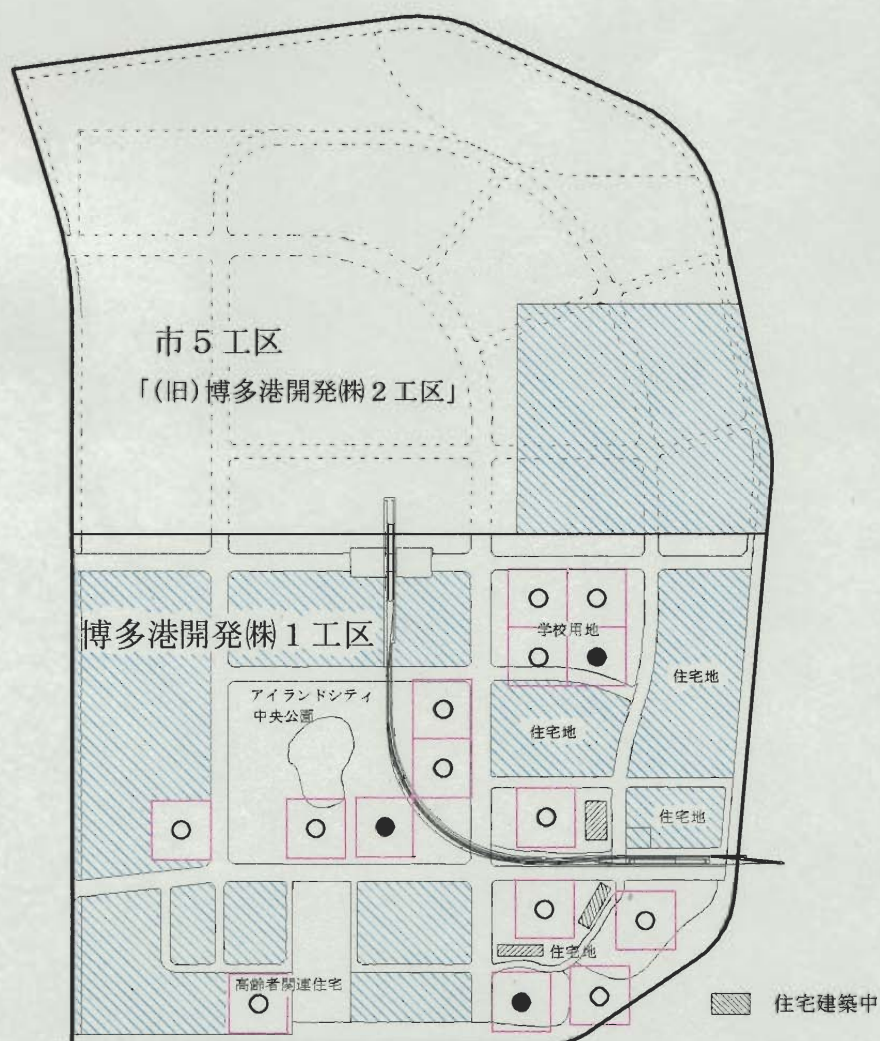
図 1



覆土のブロック割図

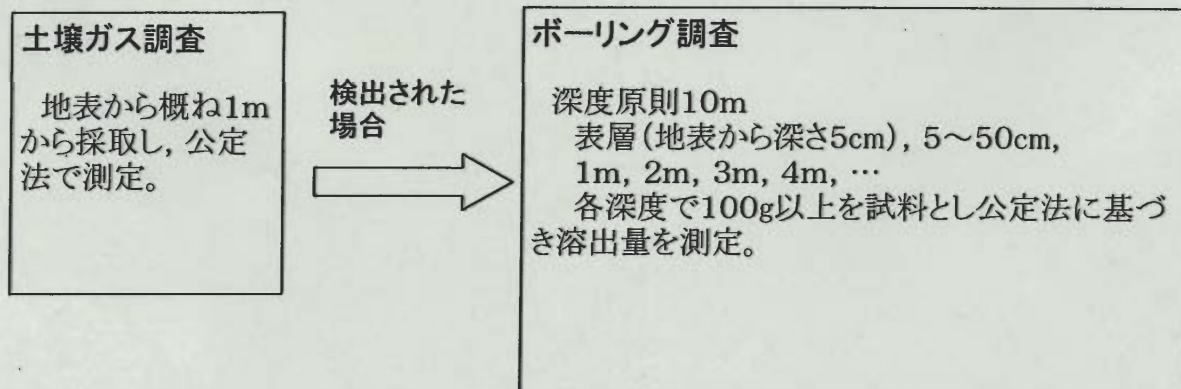
図 2



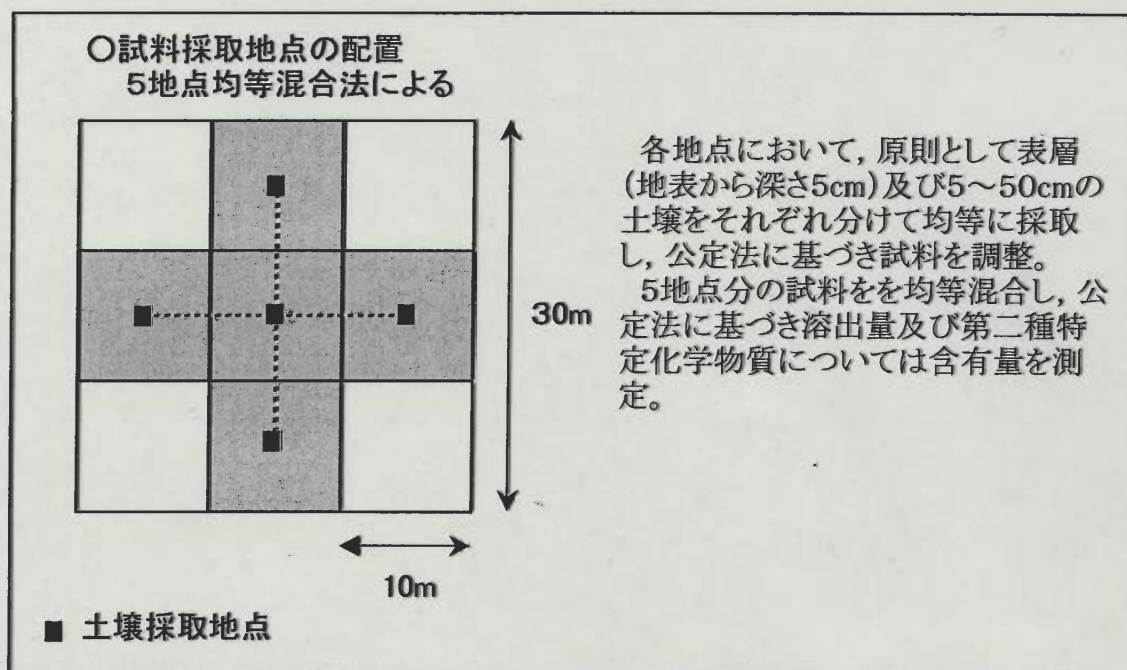


土対法に基づく試料採取方法の概要

(1) 第一種特定化学物質(揮発性有機化合物)



(2) 第二種特定化学物質(重金属等)及び第三種特定化学物質(農薬等)



○土壌汚染対策法の対象物質と基準

特定有害物質の種類	指定基準		分類
	地下水等の摂取によるリスク	直接摂取によるリスク	
	溶出量基準(mg/L)	含有量基準(mg/kg)	
四塩化炭素	0.002以下	—	第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—	
1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	—	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—	
ジクロロメタン	0.02以下	—	
テトラクロロエチレン	0.01以下	—	
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—	
トリクロロエチレン	0.03以下	—	
ベンゼン	0.01以下	—	
カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下	第二種特定有害物質 (重金属等)
六価クロム化合物	0.05以下	250以下	
シアン化合物	検出されないこと	50以下 (遊離シアンとして)	
水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下かつアルキル水銀が検出されないこと	15以下	
セレン及びその化合物	0.01以下	150以下	
鉛及びその化合物	0.01以下	150以下	
砒素及びその化合物	0.01以下	150以下	
ふっ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下	
ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下	第三種特定有害物質 (農薬等)
シマジン	0.003以下	—	
チラウム	0.006以下	—	
チオベンカルブ	0.02以下	—	
PCB	検出されないこと	—	
有機りん化合物	検出されないこと	—	